

広島県教育委員会告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定によつて、次のとおり博物館登録原簿に登録した。

平成十九年六月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道 雄

一 広島市江波山気象館

登録番号	登録年月日	博物館の所在地	博物館の名称	設置者の名称及び住所
第二八号	平成十九年六月八日	広島市中区江波南一丁目四〇番一号	広島市江波山気象館	広島市 広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号

二 広島城

登録番号	登録年月日	博物館の所在地	博物館の名称	設置者の名称及び住所
第二九号	平成十九年六月八日	広島市中区基町二一番一号	広島城	広島市 広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号